

消防設備士(消防法第17条の5関係)

消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事(設置に係るものに限る。)又は整備のうち、政令で定めるものを行ってはならない。

- 1 消防法第10条第4項の技術上の基準又は設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等
- 2 設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等

消防設備士でなければ行ってはならない工事(消防法施行令第36条の2関係)

上記に記載している消防法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等(1から3まで及び8に掲げる消防用設備等については電源、水源及び配管の部分を除き、4から7まで及び9から10までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。)又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等(これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限り、電源、水源及び配管の部分を除く。次項において同じ。)の設置に係る工事とする。

- 1 屋内消火栓設備
- 2 スプリンクラー設備
- 3 水噴霧消火設備
- 4 泡消火設備
- 5 不活性ガス消火設備
- 6 ハロゲン化物消火設備
- 7 粉末消火設備
- 8 屋外消火栓設備
- 9 自動火災報知設備
- 9の2 ガス漏れ火災警報設備
- 10 消防機関へ通報する火災報知設備
- 11 金属製避難はしご
- 12 救助袋
- 13 緩降機